

参加規約

この参加規約（以下、「本規約」といいます。）は、学生投資連合 USIC（以下、「弊団体」といいます。）が行うプログラムへの参加条件を定めるものです。弊団体が開催するプログラムへの参加者・参加希望者は、本規約に全面的に同意する必要があります。

第 1 条（適用）

1. 本規約は、参加者・参加希望者と弊団体との間の本プログラムの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 弊団体は本プログラムに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第 2 条（参加登録）

1. 本プログラムにおいては、参加希望者が本規約に同意の上、弊団体の定める方法によって参加登録を申請し、弊団体がこれを承認することによって、参加登録が完了するものとします。
2. 弊団体は、参加登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、参加登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 1. 参加登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
 2. 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 3. その他、弊団体が参加登録を相当でないと判断した場合

第 3 条（利用料金および支払方法）

1. 参加者・参加希望者は、本プログラムの有料部分の対価として、弊団体が別途定め、本ウェブサイトに表示する利用料金を、弊団体が指定する方法により支払うものとします。
2. 参加者・参加希望者が利用料金の支払を遅滞した場合には、参加者・参加希望者は年 14. 6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 4 条（禁止事項）

参加者・参加希望者は、本プログラムの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 法令または公序良俗に違反する行為
2. 犯罪行為に関連する行為
3. 本プログラムの内容等、本プログラムに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為

- イ) 参加者が許可なく本プログラムの講義資料を電子化すること
- ロ) 参加者が許可なく講義中に写真を撮る・ビデオを撮影する・録音を行うこと
- ハ) 参加者が許可なく講義資料を改変すること
- 4. 弊団体、ほかの参加者・参加希望者、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- 5. 本プログラムによって得られた情報を商業的に利用する行為
- 6. 弊団体のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- 7. 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- 8. 他の参加者・参加希望者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- 9. 不正な目的を持って本プログラムを利用する行為
- 10. 本プログラムの他の参加者・参加希望者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- 11. 他の参加者・参加希望者に成りすます行為
- 12. 弊団体が許諾しない本プログラム上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- 13. 弊団体のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- 14. その他、弊団体が不適切と判断する行為

第5条（本プログラムの提供の停止等）

- 1. 弊団体は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、参加者・参加希望者に事前に通知することなく本プログラムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - 1. 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本プログラムの提供が困難となった場合
 - 2. コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - 3. その他、弊団体が本プログラムの提供が困難と判断した場合
- 2. 弊団体は、本プログラムの提供の停止または中断により、参加者・参加希望者または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第6条（利用制限および登録抹消）

- 1. 弊団体は、参加者・参加希望者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、参加者・参加希望者に対して、本プログラムの全部もしくは一部の利用を制限し、または参加者・参加希望者としての登録を抹消することができるものとします。
 - 1. 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - 2. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - 3. 料金等の支払債務の不履行があった場合

4. 弊団体からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
 5. 本プログラムについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
 6. その他、弊団体が本プログラムの利用を適当でないと判断した場合
2. 弊団体は、本条に基づき弊団体が行った行為により参加者・参加希望者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第7条（参加辞退）

参加者・参加希望者は、弊団体の定める参加辞退手続により、本プログラムへの参加を辞退できるものとします。

第8条（保証の否認および免責事項）

1. 弊団体は、本プログラムに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証していません。
2. 弊団体は、本プログラムに起因して参加者・参加希望者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、本プログラムに関する弊団体と参加者・参加希望者との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。
3. 前項ただし書に定める場合であっても、弊団体は、弊団体の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により参加者・参加希望者に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（弊団体または参加者・参加希望者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。また、弊団体の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により参加者・参加希望者に生じた損害の賠償は、参加者・参加希望者から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。
4. 弊団体は、本プログラムに関して、参加者・参加希望者と他の参加者・参加希望者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第9条（プログラム内容の変更等）

弊団体は、参加者・参加希望者に通知することなく、本プログラムの内容を変更または本プログラムの提供を中止することができるものとし、これによって参加者・参加希望者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第10条（利用規約の変更）

弊団体は、必要と判断した場合には、参加者・参加希望者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、本プログラムの利用を開始した場合には、当該参加者・参加希望者は変更後の規約に同意したものとみなします。

第11条（個人情報の取扱い）

弊団体は、本プログラムの利用によって取得する個人情報については、弊団体「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

第 12 条（通知または連絡）

参加者・参加希望者と弊団体との間の通知または連絡は、弊団体の定める方法によって行うものとします。弊団体は、参加者・参加希望者から、弊団体が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時に参加者・参加希望者へ到達したものとみなします。

第 13 条（権利義務の譲渡の禁止）

参加者・参加希望者は、弊団体の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第 14 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本プログラムに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

学生投資連合 USIC
11 期代表 水島直希
2020 年 9 月 30 日制定

お問い合わせ

本規約に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

学生投資連合 USIC 運営 info@usic2008.com